

施設利用約款 (2022年5月改定版)

※赤字部分／改定箇所

第1条(利用約款の厳守)

- (1) 一般財団法人一条恵観山荘(以下「財団」といいます)は、財団所有の施設・設備(以下「施設等」といいます)の利用に伴う事項は、施設利用約款(以下「本約款」といいます)にて定め、財団は財団施設等の利用をする方ならびに利用を希望する方(以下「利用者」といいます)に対し、申請前に本約款を提示するものとします。
- (2) 利用者は、本約款を事前に確認のうえこれを厳守し、施設内では財団職員の指示に従っていただくものとします。

第2条(施設等の利用資格と申請・許可)

- (1) 財団は、利用者が本約款を遵守する特定の顧客であると判断した場合に限り、施設等の利用を受け付けます。
- (2) 利用者は、事前に施設等の予約状況を確認の上、所定の方法により利用申請を行い、財団の許可を受けるものとします。
- (3) 財団は、利用開始日の12ヶ月前より申し込み順にて利用申請を受け付けます。
- (4) 利用者は、申請時(③は利用前日まで)に下記の書類を提出するものとします。
 - ① 施設利用申請書(財団所定書式)
 - ② 利用方法・特記事項を記した書類(個人の目的以外の写真・映像の撮影がある場合にはその旨記載)
 - ③ 利用者が招待する顧客(以下「利用者顧客」といいます)の名簿等(会員・非会員顧客の区別ならびに災害等、緊急時の連絡先を記したもの／利用終了時に返却)
 - ④ 利用者が催事運営・準備のために発注した運営受託者・取引業者等(以下「業者等」といいます)の名簿等
 - ⑤ その他、利用申請に際し必要と思われる書類等
- (5) 利用者は利用許可を受けたのち、原則として1週間以内に本約款第3条に基づき財団所定の口座へ振込みにより利用料金を入金していただくものとします。当該期日を過ぎても入金が確認できない場合、利用許可は取り消しとなります。

第3条(利用料金の精算・キャンセル)

- (1) 利用者は、財団に対し所定の利用料金をお支払いいただきます。
- (2) 利用料金は全額前納制です。(ただし利用時間延長などで追加発生分は後日精算とします)
- (3) キャンセルは利用者からの連絡に限り、有効とします。またその場合は、別途定めるキャンセル料を前2項の前納料金から相殺します。

第4条(入場制限)

- (1) 利用者の集中的な施設利用希望が予見できず、施設内の保安体制・サービス維持が困難と判断した場合、財団は営業時間内であっても利用者ならびに利用者顧客の施設利用を一時的に制限することができます。
- (2) 一時的な入場制限が実施された場合でも、施設利用が可能である限りにおいては、財団は料金の返還を一切いたしません。

第5条(入園禁止・退園措置)

利用者、利用者顧客および業者等が以下の各号のいずれかに該当する場合、財団は、その利用者に対する施設利用許可を取り消し、施設への入園を禁止し退園を命じます。

- ① 過分に酒気を帯びているとき
- ② 違法な薬物を使用しているとき
- ③ 反社会的勢力もしくは反社会的勢力と関係がある人物であると財団職員により判断されたとき
- ④ 健康状態を害しており、入園することが好ましくないと財団職員により判断されたとき
- ⑤ 他の利用者に迷惑をかけると財団職員により判断されたとき

- ⑥ 正当な理由なく職員 の指示に従わないとき
- ⑦ 利用の状況が著しく悪く、且つ改善勧告に従わないとき
- ⑧ 財団に対して会費・諸料金を滞納しているとき

第6条(遵守事項・禁止事項)

利用者、利用者顧客および業者等は次の事項を遵守するものとします。

- ① 建物(建具を含む)、展示物、道具・備品、庭石、草木類等を破損させないように注意を払う。
- ② 鎌倉市火災予防条例規定により、施設敷地内は原則として一切の裸火(喫煙・ロウソク・炭など)を禁止する。
- ③ 特別に許可を受けて裸火を使用する場合、申込み時に使用箇所と利用責任者の氏名等について財団を通じ消防機関へ申告することとする。
- ④ 特別に許可を受けて裸火を使用する場合、前3項の手続きを行ったうえ、設置個所の土台部分に消防機関が定める不燃性敷物を使用し、利用責任者が1名以上常時立ち会わなければならない。
- ⑤ 特別に許可を受けて裸火を使用する場合、利用責任者は、水などを使用して火気が完全に消火させることとし、財団職員にその旨を報告するものとする。
- ⑥ 利用者が主催する催事においては、個人の観賞目的且つ指定された領域内における写真撮影に限り可能とするが、個人の場合でも三脚使用など施設等を傷める可能性のある行為や他人の迷惑となる行為については、財団の判断において禁止を命ずることができる。
- ⑦ 放送、諸媒体への掲載目的の撮影を希望する場合、利用者は財団に対し撮影に関する事前申請を行い、財団からの許可を受けなければならない。
- ⑧ 施設利用後は、利用者は施設を原状に復するとともに、財団から貸与された道具備品類を所定の場所に返却し、財団職員の確認を受けたのち退場するものとする(全て貸出時間内とする)。
- ⑨ 財団の理念にそぐわない方法による施設等の利用、施設の利用に不適切な物品の施設内への持ち込み、またはこれらを施設内にて使用すること、不適切な飲食を伴う施設の利用、及び不適切な服装による利用は一切禁止する。
- ⑩ 多数による施設等の利用を行おうとする場合は、利用者は近隣の迷惑にならぬよう利用者側の負担・手配により入場者等の整理誘導をしなければならない。
- ⑪ 財団の許可なく施設内において物品類の販売や営業行為をすることは一切禁止する。
- ⑫ 財団は利用者等の宿泊、食事、タクシー、宅急便など手配、立会い、清算等は一切行わない。
- ⑬ 利用者が施設敷地内の草木をむやみに切るなどした場合、財団は利用者に対し器物破損として損害賠償請求を行う。
- ⑭ 施設等の利用により発生したゴミの処理については、利用者の責任において施設所定の場所へ廃棄するか、持ち帰るものとする。
- ⑮ 施設の利用開始・終了時、利用者は必ず財団職員に連絡する。
- ⑯ 施設利用申請時に申告していない物品を施設内へ無断で持ち込むことは一切禁止する。
- ⑰ 財団の許可なく物品の搬出入、利用者ならびに利用者顧客の乗降以外の目的にて施設敷地内に車両を乗り入れ・駐車することは一切禁止する。
- ⑱ 庭園保護の観点から、利用者が自身の履物を使用する際は、飛石や苔を損壊させるヒール靴等の履物による移動を禁止する。利用者の希望があった場合は財団は備え付けの草履・サンダルを貸出提供する。

第7条(損害賠償)

- (1) 施設内において利用者、または第三者に対して生じた人的・物的事故について、財団は一切の損害賠償の責を負いません。ただし、財団が依頼する調査により、施設側に過失があると認められた場合、財団は一定の補償をする場合があります。
- (2) 利用者、利用者顧客および業者等が他の利用者ならびに利用者顧客や第三者ならびに施設・道具に対し人的・物的損害を与えた場合、利用者は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- (3) 施設・道具について、破損などにより、それ以降の利用者ならびに利用者顧客の利用に支障が生じる状態に陥った場合、財団は利用者に対して、役務提供が不能となった期間相応の損害についても賠償請求をします。

第8条(免責事項)

以下の項目に該当する場合、財団は一切の損害賠償の責を負いません。

- ① 天災、火災、その他不可抗力により施設利用が困難となって、利用者ならびに利用者顧客に生じた一切の損害。
- ② 利用者、利用者顧客および業者等が本約款や職員の指示に違反したために財団が施設等の利用を謝絶することとなり、その結果として利用者ならびに利用者顧客に生じた一切の損害。
- ③ 利用者、利用者顧客ならびに第三者の所有物や現金などの貴重品、その他これらに類する物の盗難・毀損による一切の損害。
- ④ 施設利用に際して利用者ならびに利用者顧客に生じた紛失による一切の損害。
- ⑤ 施設内にて利用者が提供した飲食行為により、食中毒等の事故が発生した場合の一切の損害。

第9条(物品の預り・忘れ物・放置物)

- (1) 利用者ならびに利用者顧客が以下の各号のいずれかに該当する金品・物品等を持参しこれを預けようとした場合、財団はその申し出をお断りいたします。
 - ① 現金(財布にはいっている場合を含む)、ならびに有価証券類・時計・宝石・毛皮等の衣類
 - ② ペット等の動物類
 - ③ 食品類
 - ④ 刀剣類等、所持していることが社会通念上非常識であると判断できる物品類
 - ⑤ 収納できない寸法を有する荷物等で、財団が保管に責任を持ってないと判断した物
 - ⑥ その他、財団が所有する収蔵庫等にて安全に保管することが困難と判断される一切の物品類
- (2) 忘れ物・放置物については、発見した日より原則として1週間保管し、その後は処分いたします。
- (3) 忘れ物の引渡しに際しては、本人の所有物であることを確認するため、現有物と本人の申告内容を照合させていただきます。

第10条(施設貸出標準時間帯・一般公開休園日・貸出の制限等)

- (1) 財団施設の貸出標準時間帯は、次のとおりとします。
 - ・貸出標準時間帯 10時00分～17時00分
 - ・近隣への配慮として、早朝や夜間の施設貸し出しは行いません。
 - ・利用者から事前の申請があり、且つ財団がこれを許可した場合に限り、財団は準備・撤収時間を含め最大で8時30分～19時00分の間限り貸出時間を延長することがあります。ただしその場合は別途定める延長料金が発生します。
- (2) 財団施設の庭園一般公開休園日は季節毎に異なっているため、詳細はその都度事務局へお問い合わせください。
- (3) 一般公開休園日の場合でも、庭園整備が行われず且つ管理要員の確保が可能な限りにおいて貸出を承ります。
- (4) 鎌倉市火災予防条例の規定により、施設敷地内は原則として一切の裸火(喫煙・ロウソク・炭など)使用が禁止されています。このため江月庵、仁居各棟については消防機関が定める不燃性敷物などを使用することが定められており、一条恵観山荘については国指定重要文化財であることから、火気そのものの使用が認められておりません。このためこれらの裸火使用を伴う茶会等の開催を希望される方への施設貸し出しには困難が伴うことを予めご了承ください。
- (5) 現在、江月庵庭園は一般公開区域となっているため、当園開園日に江月庵・紅葉庵の貸し出しを希望される場合は以下の諸事項を容認されていることが前提となります。
 - ・香華堂拝観路への一般客入場
 - ・香華堂の貸室利用ができないこと
 - ・欄干等の設備取り外しができないこと

第11条(施設貸出標準時間等の変更・臨時休園)

- (1) 財団は、諸般の事情により貸出時間・休園日等を変更する場合があります。
- (2) 以下の各号のいずれかに該当する場合は、財団は施設の全部または一部を臨時に休園あるいは貸出時間の短縮や利用制限を行うことがあります。

- ・ 気象・災害状況等により危険が予見されるとき。
 - ・ 天災事変など予見できない突然の事由により貸出しが困難と判断したとき。
 - ・ 上記の事由に伴い管理要員の確保が困難となり、施設等の安全管理が不可能と判断したとき。
 - ・ 法令の制定改廃・行政指導等による施設の改善を急遽行うとき。
- (3) 貸出時間・休園日の変更が事前に把握できる事由の場合、財団は原則として1か月前までに利用者に対しその旨を告示いたします。

第12条(施設閉鎖・運営の廃止および閉業)

財団は、諸般の事情により施設運営が困難と判断したときは、施設の全部または一部を閉鎖および運営を廃止することがあります。また以下の各号のいずれかに該当する場合、財団は施設の営業を閉業いたします。

- ① 気象・災害、天災事変、法令の制定改廃・行政指導等により施設を閉鎖し、再度開業する事が困難と判断した場合。
- ② 経営上、施設の営業継続が困難と判断した場合。

第13条(約款の改定)

- (1) 財団は必要と認めた場合、本約款の改定をおこなうことができます。
- (2) 財団は本約款の改定を実施した場合、会員に対してすみやかに当該書類の交付をおこないます。

附則

本約款は2022年5月1日より改定・施行いたします。

一般財団法人 一条恵観山荘

貸室利用料金

1. 標準利用料金

(消費税別)

施設名	標準利用料金 (平日の日額)		
	特別繁忙期	通常期	閑散期
1. 基本料(全棟共通)	40,000円	30,000円	20,000円
2. 敷地占用料 一部施設利用時に適用	20,000円	15,000円	10,000円
3. 一条恵観山荘 全室利用のみ	300,000円	240,000円	180,000円
縁側記念撮影のみ	20,000円	15,000円	10,000円
4. 江月庵			
江 月 庵(前庭・水屋含む)	62,500円	50,000円	30,000円
紅 葉 庵(前庭・水屋含む)	62,500円	50,000円	30,000円
香 華 堂(神殿・仏間・4畳)	20,000円	15,000円	10,000円
台所使用料(食器棚除く)	10,000円	10,000円	10,000円
香華堂拝観路の欄干一式脱着	25,000円	25,000円	25,000円
5. 仁 居			
時 雨 席(水屋・3畳次の間含む)	75,000円	60,000円	45,000円
楊 梅 亭(3畳特別室含む)	150,000円	100,000円	75,000円
楊 梅 亭 奥の間(8畳)	75,000円	60,000円	45,000円
応 接 間(玄関・袴付含む)	120,000円	80,000円	60,000円
台所使用料(食器棚・食洗器除く)	50,000円	30,000円	20,000円
控 室	12,500円	10,000円	7,500円
6. 庭園利用			
回遊・野点利用(四阿・野点席含む)	75,000円	60,000円	45,000円

<標準利用料金に含まれるもの>

- (1) 各施設内電灯・空調・洗面所・トイレ等主要設備の利用および水道光熱費
 - (2) 台所に付属する設備のうち、財団運営に支障のないものの利用
 - (3) 各施設に標準装備される基本的な備品、ならびに掃除道具(ほうき、塵取り、バケツ/無表記は原則として1個とし、その他追加は別途相談となります)
- ※貸出用草履・サンダルは数に限りがございますのでお問い合わせください。
 ※茶席用道具、その他什器備品類の貸し出しにつきましてはお問い合わせください。

<特別繁忙期の設定について>

- (1) GW・新緑・紫陽花観賞 期間/ 4月最終土曜 ~ 7月第3土曜
- (2) 菊花祭・紅葉観賞 期間/ 11月 1日 ~ 12月15日

<閑散期の設定について>

- (1) 冬季 期間/ 12月16日 ~ 3月31日
- (2) 夏季 期間/ 7月第4日曜 ~ 9月30日

2. 特定利用料金

<延長料金>

- (1) 利用時間の延長については、標準利用料金ならびに休日料金の合計に対し1時間当たり10%が加算されます。(※延長とは貸出し施設の営業時間/10時~17時を超える時間をいいます)
- (2) 利用申請した時間帯が財団の貸出標準時間帯より短い場合において、利用者が利用終了時刻を貸出標準時間帯の範囲内にて延長したい時、当初の終了予定時刻の2時間以上前に利用責任者が訂正申請を行い、財団がこれを認めた場合においては、利用終了時刻の変更について延長料金は発生しません。

(3)申請や許可なく延長利用した場合はこれを「無断延長」とみなし、営業時間以内であっても営業終了時刻をもって退園していただきます。

<休日料金>

(1)土日祝祭日の利用については、標準利用料金の合計に対し1時間当たり20%が加算されます。

<準備利用に際しての料金>

(1)準備や片づけのために施設利用日の前後日にて利用を希望する場合、財団の営業・休園に支障をきたす日程であるときは、利用時間数にかかわらず申請された標準(全日)利用料金の半額をお支払いいただきます。

<台所・控室の追加利用>

(1)室内を利用しない施設棟の台所・控室だけを補助的に追加利用することができます。ただし施設利用が全くない場合は、台所・控室だけの単独利用はできません。

3. 茶席用道具の貸出と持込品の搬出入

(1)財団の一定要件を満たしている利用者に限り、財団所蔵の茶席用一部道具を有償にて貸し出します。詳細はご相談ください。

(2)利用者が財団所蔵の茶席用道具を借用使用する場合、貸出料金のほか賠償責任保険への加入が必要となる場合があります(詳細は担当までお問い合わせください)。

(3)2日間以上にわたり施設を連続して利用する場合、財団は利用者の持ち込んだ物品類に限り残置を許可します。但しこれら物品類の保管状態について、財団は一切の責任を負いません。

(4)事前申請があった場合に限り、財団は利用時間外における業者等による物品納品・搬出入を許可します。但しこれら物品類の保管状態についても、財団は一切の責任を負いません。

(5)抹茶・菓子・点心・炭・草木花類・レンタル品・什器類など、利用者の使用する物品について財団は手配・引き取り・金銭授受を一切行いません。全て利用者の立ち合いにおいて行ってください。

4. キャンセル料

(1)財団が営業時間帯内において利用申請者から連絡を受けた場合に限り、利用開始日を起算日として、以下の料率を適用しキャンセル料を算定します。

① 起算日 90日前までにキャンセル⇒ 標準利用料金合計額の 20パーセント

② 起算日 60日前までにキャンセル⇒ 標準利用料金合計額の 30パーセント

③ 起算日 30日前までにキャンセル⇒ 標準利用料金合計額の 50パーセント

④ 起算日 20日前までにキャンセル⇒ 標準利用料金合計額の 60パーセント

⑤ 起算日 10日前までにキャンセル⇒ 標準利用料金合計額の 70パーセント

⑥ 起算日 1日前までにキャンセル⇒ 標準利用料金合計額の 80パーセント

⑦ 当日キャンセル ⇒ 標準利用料金合計額の100パーセント

(2)施設等貸出に際し利用者からの希望に基づき財団が行った大幅な仕様変更(庭園内の柵取り外し等)に伴う発生経費については、財団はキャンセル料とは別に当該実費を請求します。

(3)交通事情等による遅延・利用不可能な事態においてもキャンセル料は発生します。

(4)財団は本キャンセル料を利用者が前納にて入金した施設利用料から差し引き、残額を利用者に返金します。

以上

2022年5月1日 改定・施行

一般財団法人 一条恵観山荘

団体グループによる利用・予約・変更キャンセルについて

1. 各料金 (消費税 10%含む)

- ・ 10名以上の場合は個人・法人を問わず全て「団体グループ」といたします。
- ・ 全ての料金について「団体・障害者割引」の割引制度はありません。
- ・ 添乗員もしくは引率者1名に限り、入園・山荘見学・その他施設使用料金を免除します。
- ・ 飲食や当園企画催事以外の目的で合計2時間を超えて庭園や施設をご利用になる場合は、利用人数を問わず「貸室利用料金」として算定します。内容は当園規定の施設利用約款ならびに別紙(1)に準じたものとなります。

① 入園料/500円

② 山荘見学料金(所要時間/約45分)

- ・ 一般個人客見学公募日の各時間帯を団体グループで事前予約することはできません。
- ・ 一般個人客見学の非公募日における「貸し切り見学」に限り承ります。
- ・ 料金内訳/(入園料ほか山荘見学料金1,000円)×人数+案内人貸切説明料金29,700円
- ・ 案内人貸切説明では同料金で1日最大3回転までの山荘見学案内が可能です。
- ・ 案内人に狂言師川野氏を指名する場合は、案内人貸切説明料金は33,000円以上(時季による)となります。詳細はお問い合わせください。

③ 山荘見学 + 抹茶提供料金(所要時間/見学45分・抹茶提供20分)

- ・ 料金内訳/(入園料ほか山荘見学料金1,000円+抹茶・主菓子料金2,850円)×人数+案内人貸切説明料金29,700円

④ 応接間使用料金(所要時間/飲食含め最大2時間・収容24名まで)

- ・ 料金内訳/(入園料ほか応接間使用料金1時間当1,300円)×人数

⑤ 応接間抹茶提供代金(所要時間/飲食含め最大2時間・収容24名まで)

- ・ 料金内訳/(入園料ほか応接間使用料金1時間当1,300円+抹茶・主菓子料金1,100円)×人数

⑥ 江月庵使用料金(所要時間/飲食含め最大2時間・収容16名まで)

- ・ 料金内訳/(入園料ほか江月庵使用料金1時間当2,200円)×人数

⑦ 江月庵抹茶提供料金(所要時間/飲食含め最大2時間・収容16名まで)

- ・ 料金内訳/(入園料ほか江月庵使用料金1時間当2,200円+抹茶・主菓子料金1,100円)×人数
- ・ 立礼の点前を行い提供する場合は点前料金33,000円が別途必要(所要時間2時間)です。

⑧ 仕出し料理等のお食事について

- ・ 衛生管理上の問題があることから、当財団は御食事の手配を一切行いません。飲食場所(応接間など)の貸し出しは従来通り承ります。
- ・ 料理屋などの業者が当施設の厨房などで調理することは「貸室」扱いとなりますので、別途貸室利用料金をご負担いただきます。
- ・ 一条恵観山荘建物内では、抹茶・主菓子を除くすべての飲食を禁止しています。

2. 予約申し込み

- ・ 予約日や時間の間違い防止のため、FAX(0467-53-7922)もしくは当園ホームページ記載のアドレスからメールにて代表者の連絡先などを明記のうえお申し込みください。電話での申し込みはできません。
- ・ 施設や催事の空き状況などは電話でもお問い合わせいただけますが、繁忙期など予約が集中する時季は対応できない場合があります。
- ・ 開園日等の決定・公表は当園ホームページのカレンダーにておおむね3ヶ月前より行われますが、団体グループによる利用予約は最大6ヶ月前より承ります。

3. 予約内容、参加者人数の変更・キャンセル

① キャンセル料金が発生しないもの(当日の利用人数で精算します)

- ・ 入園料金、応接間飲食使用料金、江月庵飲食使用料金、山荘見学料金

② キャンセル料金が発生するもの

・各施設内での抹茶提供料金

抹茶・上生菓子の事前仕入れが発生することから、減員変更・キャンセルについては下記料率によるキャンセル料を請求します。

催行日の13日前～ 5日前23時59分までの減員変更・キャンセル通知⇒当該料金の 50パーセント

催行日の04日前～ 当日までの減員変更・キャンセル通知 ⇒当該料金の100パーセント

・案内人貸切説明料金ならびに立札点前料金

外部人材への委託が発生することから、催行日30日前を過ぎた段階で当該料金の100パーセントを請求します。

③ その他

・ご予約内容の変更・キャンセルについても、間違い防止のためFAXもしくは当園ホームページ記載のアドレスからメールにて代表者の連絡先等を明記のうえご連絡ください。電話によるキャンセル・変更はできません。

・催行日直前での増員の場合、主菓子調達等の一部対応が間に合わない場合もあります。

・緊急の場合は電話にて通知後、上記方法での確認通知をお願いいたします。

・当園の休園時などで緊急連絡のとれない場合、メール・FAXの発信日付が「通知日」となりますので、送信ミス（電話番号へのFAXなど）にご注意ください。

以上

2022年5月1日 改定・施行

一般財団法人 一条恵観山荘